

答 申 個 第 4 3 号

平成27年12月14日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年7月14日付け環循美第9号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

防鳥用ネットに関する届出書の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定
(諮問個第91号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年3月19日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「京都市防鳥用ネットに関する届出書（第6号様式）（平成26年12月2日。中京エコまちステーション。収受）（以下「変更届」という。）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないとして、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年4月2日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

当該防鳥用ネットの真の使用責任者に確認したところ、使用責任者本人の承諾なく提出されていた届出であったことが判明したことから、責任者本人に返却しようとしたが、破棄してほしいとの依頼により請求文書の廃棄をしたため。

(3) 異議申立人は、平成27年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る個人情報について

防鳥用ネット貸与制度とは、市が収集するごみの集積場所（おおむね5世帯以上で利用されているもの）ごとに、カラスネット（防鳥用ネット）を無償で貸出す制度である。貸与申請の際、申請者は、ごみの集積場所を日頃管理している者を使用責任者として選定し、申請を行う。

また、使用責任者を変更する場合は、旧使用責任者、新使用責任者双方の合意の上で、ど

ちらか一方が「変更届」を提出するという運用を行っている。

本件請求に係る個人情報、異議申立人が、平成26年12月2日に、中京エコまちステーションに提出した「変更届」である。

(2) 「変更届」を廃棄した経緯について

平成26年12月2日、異議申立人は、同人を新使用責任者とする「変更届」を中京エコまちステーションに提出した。この際、異議申立人からは、旧使用責任者の同意を得ているとの申出があったため、中京エコまちステーションは「変更届」を受理したものである。

平成27年1月5日、旧使用責任者が、中京エコまちステーションを訪れた際、本市職員が事情を聞いたところ、異議申立人の提出した「変更届」は、新旧使用責任者の間で合意がないまま、異議申立人の独断で提出されたものであることが判明した。(つまり、真の使用責任者は、異議申立人ではなく、旧使用責任者であることが判明したものである。)

この件について、町内会の内部の問題でもあり、旧使用責任者は町内会の会長でもあったため、中京エコまちステーションの職員は、旧使用責任者に「変更届」を返却しようとしたが、同氏から破棄してほしいとの依頼があったため、目前で「変更届」をシュレッダーにかけて廃棄した。

このような経緯により、「変更届」を廃棄しており、保有していないため、本件処分を行ったものである。

なお、異議申立人が平成27年1月9日及び1月22日に中京エコまちステーションを訪れた際に、「変更届」は廃棄したため存在しないことを重ねて説明したが、異議申立人は納得せず、開示請求及び本件異議申立てをしたものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件個人情報が存在しないことについて

本件請求に係る個人情報である「変更届」が廃棄され、存在しないことについて異議はない。実施機関が、不存在による非開示決定通知書に記載した「変更届」を廃棄した理由が事実と異なるという点について異議がある。

(2) 「変更届」の廃棄について

ア 旧使用責任者、新使用責任者双方の合意の上で、どちらか一方が「変更届」を提出する、という運用や「変更届」の提出に当たり真の使用責任者の承諾が必要である、との実施機関の説明は、防鳥用ネット貸与要綱や各種様式に明記されていない。明文にない事柄(条件)まで遵守しなければならない義務・責任は存在しない。不文法を用いて廃棄理由とすることは矛盾がある。

イ 異議申立人が平成26年12月2日に「変更届」を提出するに際し、「異議申立人からは、旧使用責任者の同意を得ているとの申出があった」と実施機関は主張するが、異議申立人から申し出た事実はなく、問われたから同意の有無について返答したまでであり、旧使用責任者にも変更届を提出する旨は伝えてあった。

また、同意の有無については口頭による話であるが故に文書によって証明するものは存在せず、その点は異議申立人も旧使用責任者も同様であるため、同意の有無についての立証は異議申立人も旧使用責任者も同等の立場であり、何ゆえ実施機関は、旧使用責任者の口頭返答を是とし、異議申立人の口頭返答は非としているか極めて疑問である。

ウ 平成27年1月5日に、旧使用責任者が、再度第6号様式の書類を中京エコまちステーションに提出しているが、実施機関のロジックでは、これは收受する必要のない書類であり、実施機関の論理は矛盾している。

(3) 実施機関の取扱いの不当性について

ア 実施機関は、「変更届」を旧使用責任者に返却しようとしたとするが、これは異議申立人の個人情報をも無断で他人に開示しようとした行為で、異議申立人のプライバシー権を侵害する行為である。仮に返却するならば、提出した本人である、異議申立人に返却するのが筋である。また、旧使用責任者の廃棄の依頼に応じるのは不適切であり、廃棄の正当理由にはならない。

イ 「変更届」の廃棄は、旧使用責任者と中京エコまちステーションの職員の間での談合により、「変更届」をなかったものにするためになされたものである。「変更届」が不存在である状態は、その保存期間満了以前に既に破棄・廃棄処分されたということで、少なくとも公文書管理法に抵触するものと考えられる。つまり、現用文書であり、保存文書の誤廃棄処分に該当するものと考えられる。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件請求に係る個人情報は、異議申立人が、平成26年12月2日に、中京エコまちステーションに提出した「変更届」である。

(2) 当審査会の役割について

ア 異議申立人は、「変更届」が、実施機関の廃棄により、存在しないことは認めつつも、不存在による非開示決定通知書に記載した「変更届」を廃棄した理由が事実と異なると主張し、異議を申し述べている。

イ 実施機関は、条例第16条の規定により、非開示情報が記録されている場合を除き個人情報を開示しなければならないが、条例第19条第2項の規定により、開示請求に係る個

人情報を保有していないときは非開示決定を行い、その旨を請求者に通知しなければならない。

ウ イのような非開示決定に対して、個人情報の開示を請求した者は、実施機関が請求に係る個人情報を保有していないという理由付けを信用できず、実際は個人情報を保有しているのではないかという主張をして、不服申立てを行うことができる。

エ また、条例第35条の規定により、開示決定等（開示決定、一部開示決定又は非開示決定をいう。以下同じ。）に不服申立てが出された場合は、実施機関は原則として当審査会に諮問し、当審査会はその諮問に応じ、調査及び審議を行い、開示決定等の妥当性について答申を行う。

オ 以上から、当審査会は、開示決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務の適否を判断する機関ではない。

本件異議申立てにあっては、当審査会は、実施機関が請求された個人情報を保有しているかどうかを確認し、実施機関が不存在を主張する場合には、その主張に不合理な点がないかを判断するが、実施機関が本件請求に係る個人情報を廃棄した経過の妥当性について判断する立場にはない。

カ 異議申立人は、口頭による意見陳述によると、不存在による非開示決定通知書に記載した「変更届」を廃棄した理由が事実と異なると主張しているのであって、本件請求に係る個人情報である「変更届」を、実施機関が廃棄し、保有していないこと自体を疑っているものではない。実施機関が請求に係る個人情報を保有していないことについては、異議申立人は争っていないのであるから、本件処分取消しを求めるという異議申立ての趣旨は認めることができない。

(3) 本件個人情報の不存在について

異議申立人は、「変更届」を廃棄した理由が事実と異なるとして、異議申立人と実施機関の職員や旧使用責任者とのやり取りについての事実の認識について異議を唱え、その他本件個人情報の取扱いを巡る実施機関の対応について、様々な主張を行っている。

上記(2)で述べたとおり、本件異議申立てにおいて審議すべき事項は個人情報の存否であり、当審査会は、異議申立人の主張を検討しても、実施機関が本件個人情報を廃棄したとの説明について、真実性に欠ける不合理なものであると判断するに足る根拠を見いだすことはできなかった。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 平成27年 7月14日 諮問（諮問個第91号）
- 8月13日 実施機関からの理由説明書の提出
- 9月11日 異議申立人からの意見書の提出
- 10月19日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第7回会議）
- 11月18日 異議申立人の口頭意見陳述（平成27年度第8回会議）
- 12月14日 審議（平成27年度第9回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）